

県内中堅・中小企業等の事業者様へ

「U I Jターン人材」確保のための 費用を補助します！

概要

都市部の大企業等から県内の中堅・中小企業等への転職を支援し、県内企業のU I Jターン人材確保を促進するため、正式雇用前先立つ「お試し雇用・就業」及び「試用期間を設けた正規雇用」の実施に要する費用の補助を行います。

「U I Jターン人材」とは

企業等での事業企画・運営などの実績（概ね5年以上の実務経験）を有し、かつ受入企業様において事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材です（裏面に記載の人材イメージを御覧ください）。

お試し雇用・就業とは

企業様と「U I Jターン人材」の双方が、正式な採用又は就業の採否を判断するため、有期雇用又は出向等により、企業様で雇用することです。

補助対象となる雇用条件

〈〈お試し雇用・就業の場合〉〉

- ・平成31年2月28日までに、「お試し雇用・就業」契約が終了するもので、実施期間は原則3か月以内
- ・年間換算給与額：下限300万円
- ※「お試し雇用・就業」後、正式雇用に至らなかった場合でも、補助を受けることができます！

〈〈試用期間を設けた正規雇用の場合〉〉

- ・平成31年2月28日までに試用期間が終了する正規雇用
- ・年間換算給与額：下限300万円
- ※就労開始日から最初の2か月までに要する費用が対象となります。

対象費用

○「U I Jターン人材」の雇用に係る給与や引越費用等、社会保険料及び有料職業紹介事業者へ支払った人材紹介手数料です。

○企業様が負担した金額の1/2を補助します。補助の上限は100万円です。

詳細は県HPを御覧ください。

県HPトップページ → 検索エンジンから **U I Jターン人材** で検索 → 『U I Jターン人材』確保のための費用を補助します』をクリック

お問い合わせ先

新潟県 産業労働観光部 労政雇用課 雇用対策班

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 TEL : 025-280-5259 FAX : 025-280-5493

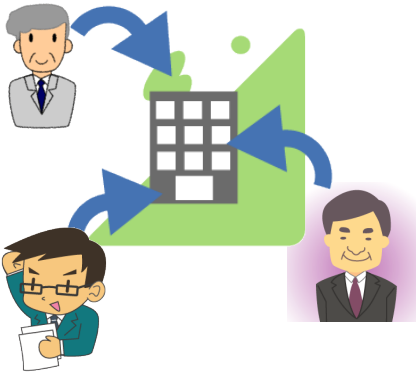


(裏面へ)

(参考)「UIJターン」人材のイメージ

	人材イメージ	具体的な経験
経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材（将来の経営幹部候補も含む）	企業経営や大手企業での事業部管理等のマネジメント経験者など
販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネスの経験者など
事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決（財務再構築、事業再編等）し、事業再生を推進する人材	金融機関のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントとして手がけた経験を有する者など
生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出すことのできる人材	大手企業の工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者など
その他の人材	受入企業で求められるスキルについて、概ね5年以上の職業経験を有していることを一つの目安として、受入企業の実情に応じて、「UIJターン人材」とみなすことのできる人材	-

事業の流れ



- ① 「UIJターン人材」を決定する。
- ② 「お試し雇用・就業」契約又は「試用期間を設けた正規雇用」契約を締結する。
- ③ 交付申請書類を提出する（原則として事業開始 20 日前まで）。
※②と③は順番が逆でも、補助対象となります。
- ④ 県が認定する。
- ⑤ 上記②の雇用を開始する。
〔「お試し雇用・就業」の場合、「お試し雇用・就業」終了後、「対象者」及び「受入企業」双方で引き続き雇用を継続する場合は、正式な「雇用契約」を締結する。〕
- ⑥ 「お試し雇用・就業」又は「試用期間」終了後、県へ事業の実績報告書を提出する。県による補助金額確定後、県が受入企業へ補助金を支払う。

■募集期間 平成30年4月1日～予算終了まで随時受付

■応募方法 「事業計画書（交付申請書）」を作成し、誓約書等を添付の上、申請書類を提出していただきます。 ※「UIJターン人材」決定後、先ずはご相談ください。

■採択方法 申請を受付けた後、約3週間を目途に結果をお知らせします(申請書類に不備があれば、3週間以上を要する場合があります)。

<注意事項>

- 「UIJターン人材」を見つけるにあたっては、公的機関からの紹介や民間人材紹介事業者の利用、又は受入企業が独自に探し出す等、その手段は問いません。
- 「UIJターン人材」に係る費用を対象とする他の公的支援制度との併用はできません。
- 所定の申請書類に必要な事項が適切に記載されていない、誓約書等添付書類が添付されていない場合は、不採択とします。
- 提出書類は県が保管し、申請者に返却いたしません。
- 認定に至らない場合、その理由についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- 補助事業終了後、事業成果等に関する県の調査に御協力いただくことが補助金交付の条件となりますので、あらかじめ御承知おきください。